

第3次小牧市障がい者計画

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の策定について

平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」といいます）を批准して以降、平成26年5月に医療費助成の対象を拡大する「難病の患者に対する医療等に関する法律」（以下「難病医療法」といいます。）の制定と児童福祉法の改正が行われ、平成27年1月から新たな難病医療費助成制度が実施され、障害者総合支援法の対象疾病も拡大されました。さらに、障害者差別解消法の施行、成年後見制度利用促進法の制定、障害者部会の「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」を踏まえた障害者総合支援法および児童福祉法の改正法の公布などが行われています。

◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）
（平成28年5月25日成立・同年6月3日公布）

1. 障害者の望む地域生活の支援
 - (1) 地域生活を支援する「自立生活援助」の創設
 - (2) 就労定着に向けた支援を行う「就労定着支援」の創設
 - (3) 重度訪問介護の訪問先の拡大
 - (4) 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用
2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応
 - (1) 居宅訪問により児童発達支援を提供する「居宅訪問型児童発達支援」の創設
 - (2) 保育所等訪問支援の支援対象の拡大
 - (3) 医療的ケアを要する障害児に対する支援
 - (4) 障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画）
3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
 - (1) 補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）
 - (2) 障害福祉サービス等の情報公表制度の創設
 - (3) 自治体による調査事務・審査事務の効率化

施行期日：平成30年4月1日（2. (3)については公布の日（平成28年6月3日））

また、国の障害者政策委員会において、「障害者基本計画（第4次）」（計画期間：平成30年度から平成35年度）が策定されました。障害者権利条約の批准、障害者差別解消法の施行、さらには2020年東京パラリンピックの開催決定、平成28年の障害者支援施設での殺傷

事件等を背景として、基本的な考え方、分野ごとの障害者施策の基本的な方向が審議されています。

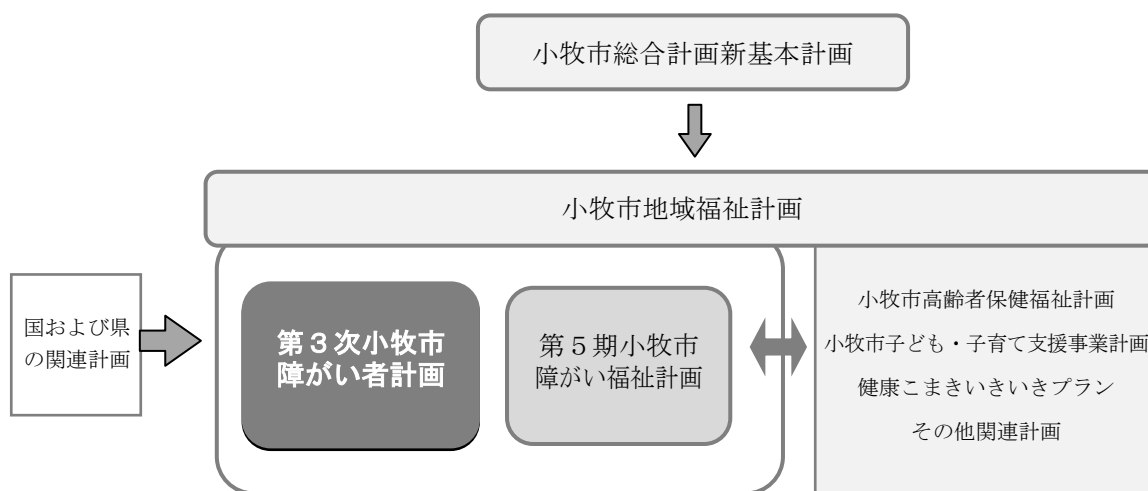
本市では、平成21年度からの10年間を計画期間とする「第2次小牧市障がい者計画」について、平成26年度に中間見直しを行い、平成27年度から平成30年度を計画期間とする「第2次小牧市障がい者計画（後期計画）」を策定して施策を推進してきたところです。

後期計画の目標年度は平成30年度ですが、第5期障がい福祉計画と併せて策定、推進することがより効果的であることから、後期計画を1年前倒しして見直しを行うこととしました。

2 計画の性格

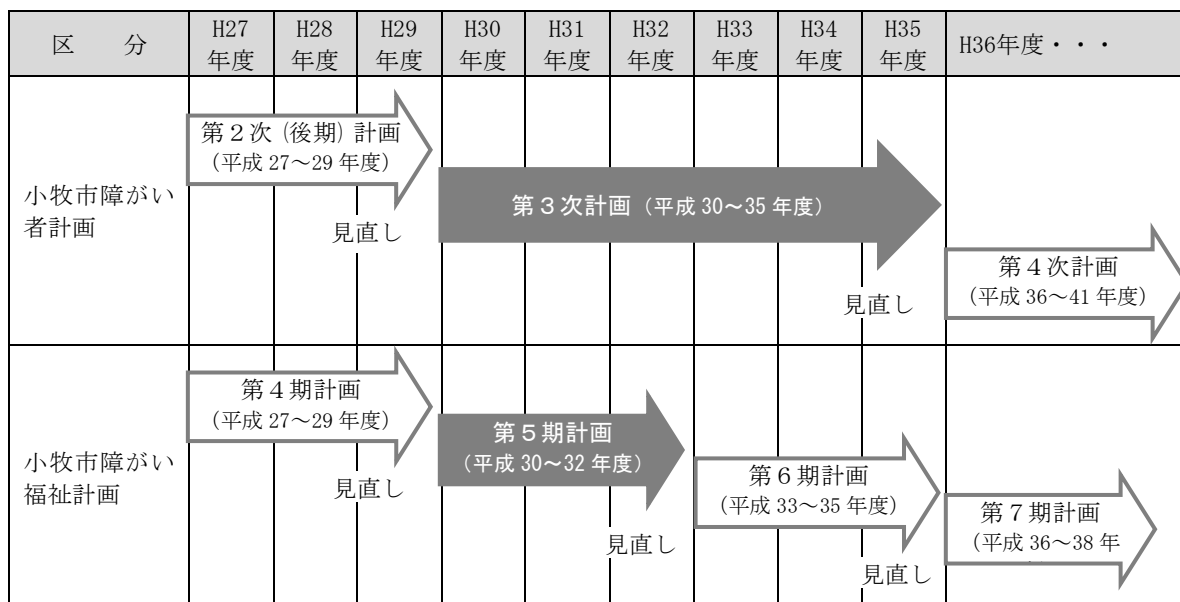
この計画は、障害者基本法に規定する「市町村障がい者計画」であり、小牧市における障がいのある人の自立と社会参加の支援等の施策を総合的、計画的に推進するための基本的な計画です。

この計画は、市総合計画を上位計画とし、障がい福祉計画、地域福祉計画、高齢者保健福祉計画、子ども・子育て支援事業計画等の市の関連計画、ならびに国および県の関連計画との調整を図りながら策定したものであり、関連部門との連携、関連計画との調整を行いながら推進していきます。



3 計画の期間

この計画の期間は、平成30年度から平成35年度の6年間であり、第5期小牧市障がい福祉計画（第1期障がい児福祉計画）と同時に策定しました。



4 計画の策定方法

(1) 計画の策定体制

計画策定にあたり、各方面の幅広い意見を反映させるため、障がいのある人の団体の代表、福祉・医療・保健・教育・就労等に従事する関係者等から成る「小牧市障がい者計画等策定委員会」において「第3次小牧市障がい者計画」および「第5期小牧市障がい福祉計画」について協議を行いました。

(2) ニーズ等の把握

身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人に、アンケート調査を実施して、「第3次小牧市障がい者計画」および「第5期小牧市障がい福祉計画」策定のための基礎資料としました。

また、障がいのある人の団体、市内の日中活動系サービスおよび入所系サービス事業所から、障がいのある人の状況、サービスの現状や課題、要望等について意見交換を行いました。

図表 1-1 アンケート調査実施内容

区 分	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	障がい児
調査対象者	18歳以上の身体障害者手帳所持者	18歳以上の療育手帳所持者	18歳以上の精神障害者保健福祉手帳所持者	18歳未満の身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳所持児童
調査票の配布・回収	郵送による			
調査基準日	平成29年2月1日			
調査期間	平成29年2月21日～3月10日			

(3) パブリックコメントの実施

審議された計画案について、市民からの意見聴取のために平成●年●月●日から平成●年●月●日までパブリックコメントを実施しました。